

松山家庭裁判所委員会議事概要（第26回）

1 日時

平成28年7月14日（木）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

伊名波宏仁，梅本大介，大西康司，清水 進，砂田桂子，高橋恵子，寺垣孝彦，西崎健志，藤田育子，堀内壽夫，松原英世（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

大森首席家庭裁判所調査官，上田首席書記官，都築事務局長，前川次席家庭裁判所調査官，森川主任家庭裁判所調査官，藤谷主任書記官，佐伯総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の紹介

（3）テーマ「少年事件における教育的措置について」

藤谷主任書記官から，ビデオ上映を交えながら，家庭裁判所における少年審判手続の流れを説明し，前川次席家庭裁判所調査官及び森川主任家庭裁判所調査官から，教育的措置について説明した。

■ 只今の説明について，ご質問等はありませんか。

○ 教育的措置には，どの程度の時間をかけるのでしょうか。

● 様々です。審判不開始により一度の調査で終わる場合には，例えば，2時間半の調査時間のうち30分から45分程度で行います。交通案件の講習では，午前か午後，半日をかけて行うことが多いです。また，試験観察を行う場合は，3か月から4か月の期間となるのが一般的ですので，その中で，

継続的にボランティア活動に参加させたり，2日から3日間程度，施設においてボランティア活動をさせることもあります。

- 1人の少年について，複数の教育的措置を併用することもあるのですか。
- はい。例えば，調査官が面接の中で30分程度の教育的措置を行った後，看護師が45分から1時間程度，保健指導をすることもあります。その上で，審判までにボランティア活動をする場合もあります。
- 教育的措置のカリキュラムを作るのは，どなたですか。
- 家裁調査官が裁判官と協議して，個別の事案ごとに，その少年に適した教育的措置を考えていきます。
- それにもかかわらず，再非行率が3割を超えているという事実には，どのような理由が考えられるのでしょうか。
- 個人的な考えですが，学校の中で非行を起こすグループも減り，非行を起こす少年の数自体が減っていますが，小学生の頃から不安定な生活を送り続けるなど，要保護性の高い少年が非行を繰り返すため，率が上がるのではないかと思います。
- 3割超という再非行率は，私には多いと感じましたが，成人の再犯率と比較すると，どうなのですか。
- 成人の再犯率は，検挙では半分程度ではないでしょうか。入所では，もう少し増えてくると思います。
- 審判不開始と不処分を合わせると全体の6割という話がありましたが，その内訳はわかりますか。
- 審判不開始の割合が約4割，不処分が約2割と理解してもらってよいと思います。
- ということは，全件送致された事案のうち，4割は審判に行かないということですか。
- はい。

○ 私どもが少年事件に関わるのは、審判が開始される事件で付添人となる場面がほとんどです。付添人が付く事件では、どのような内容の教育的措置が施されるのでしょうか。また、付添人は、刑事事件の弁護人とは違って、家庭裁判所と協力しながら少年の立ち直りに努めていくという役割が大きいと思うのですが、家庭裁判所の教育的措置と付添人の付添活動をリンクさせられないのでしょうか。

● 弁護士が付添人として付いている事件の多くは、観護措置をとられ、鑑別所に身柄が移された後に審判を迎える案件が多いのではないかと思います。在宅の少年を家庭裁判所に呼び出して手続が進められる場合や、審判で試験観察決定がされた場合は、講習やボランティア活動等、教育的措置が行われる機会も多いのですが、鑑別所の中でも、家裁調査官が面接をする中で様々な個別の働き掛けを行っています。

付添人との連携については、観護措置中、審判までの間に、家裁調査官と付添人が、少年と保護者の状況について話し合う場面はあります。また、試験観察決定がされた後も、最終審判までの間は付添人の活動が続くことになりますので、試験観察中に付添人と連携して、少年の立ち直りのため協力を仰ぎながら進めていく場合はあります。

○ 先ほどのビデオの物語では、事件をきっかけに、両親が少年に対する接し方等の問題点に気付いて、少年の立ち直りのために協力し合うという形が出来上がった理想的なケースでした。しかし、実際の事件では、親が子に対して投げやりになっていたり、非協力的であったりすると、子も親に対して心を開かず、被害者のことを考える気持ちにもなれないという事案が多いと感じます。そのように、親の協力が得られないようなケースでは、教育的措置をとる上で、どのような工夫をしているのですか。

● 今日はあまり紹介しませんでしたでしたが、補導委託制度というものがあります。親の協力が得られないような場合や、周囲の交友関係上地域から一時離れた

方が好ましい場合、試験観察中の一定期間、3～4か月から、もう少し長いこともあります。民間の施設で生活することによって立ち直りを援助するという制度です。しかし、補導委託先として引き取って指導していただける先はなかなか見つからず、ご協力いただける方を探しているところです。

■ では、司法の立場から、裁判所の教育的措置に期待することはありますか。

○ さきほど、少年事件の再非行率が高いという話がありましたが、おそらく、窃盗を繰り返すようなケースが多いのではないかと認識しています。一方、交通事故や出来心での万引といった審判不開始で終わるような事件については、家裁調査官の調査に基づく教育的な働き掛けによって、再非行に至らないことが多いのではないかと感じています。今後も、教育的措置を、工夫しながら、さらに続けていただくことで、再非行を防ぎ、立ち直りを支えていくことができるのではないかと期待しています。また、付添人も、調査官と連絡を密にとったり、裁判所から要請があればそれに協力するという形で、教育的措置の目的に沿った活動がしていけるのではないかと考えています。

■ 教育の現場からの視点では、いかがですか。

○ まず、教育的措置のカリキュラムの内容や計画についての感想ですが、徹底的に個別化を図っていただきたいと思います。その子なりの状況や、その子独特の背景があるので、カリキュラムを構成するときには、それを前提に、徹底的な個別の指導計画なり支援計画というものを作っていたら、少しでも再非行が減っていくのではないかと思います。それがまず一点です。

二つ目は、カリキュラムの内容をビデオで拝見しましたが、社会規範を培うためのプログラムがあったと思います。被害者の立場に立って、絶対にこのようなことはしないようにしよう、というものです。それも当然必要だと思いますが、少年に自信をつけさせるような成功体験プログラムが入れば、心のエンジンが、もう一つ大きくなるかなと感じました。ボランティアもそれに繋がると思います。やってよかった、自信がついた、と思わせる成

功体験が必要です。

そして、一番お願いしたいこととして、学力検査をやっていただきたいと思います。おそらく、少年が学校に復帰すると、授業が面白くないのではないかと思うのです。九九あたりで、もう躓いている少年が多いのではないのでしょうか。中学校に復帰しても、教育内容は大変難しいので、すぐに当該学年に入っていけるような訓練プログラムがあれば、自分は十分授業で活躍できる、仲間と一緒にやれる、という自信がつくのではないのでしょうか。そのためには、学生ボランティアが対応するのではなく、教育のプロに関わってもらい必要があると思います。これが、教育的措置のカリキュラムについての感想です。

また、保護者との関係は切れないものですから、保護者の協力がなくてはなりません。保護者への教育的措置と、その保護者をバックアップできるような啓発措置というのも、お考えいただけないのでしょうか。未来を託す大事な子供ですので、社会の財産として、そのようなことを考えてほしいのです。よろしくお願いします。

- 先ほどのビデオを見て、少年の更生や健全育成に向けて様々な人が関わり、細かい対応がなされているという感想を持ちました。特に付添人が関わって少年の権利を守るというところまで配慮がなされていて、対応がきめ細かだと感じました。また、教育的措置も多種多様に用意されていました。そのような中で、なぜ再犯率が3割もあるのかと考えたとき、家庭環境の複雑さや、本人が今まで培ってきた性格特性や自尊感情等々が、複雑に絡み合っているのではないかと思います。また、復帰したとしても、自尊感情を十分自覚できなかったり、ずっと仲間だった友人関係のしがらみがあったりなどして、一人一人の置かれている状況、環境によって再犯を犯してしまうのではないだろうかという感想を持ちました。

- 少年事件は、14歳になったら家庭裁判所に全件送致されますが、それよ

り下の年齢の子については、警察で事件を認知されると児童相談所に通告されることがあります。児童相談所においても教育的措置を図っているところですが、保護者も含めてなかなか協力が得られません。児童相談所は強制力を持っていないので、保護者を含め、本人に自発的に来てもらわないと指導が続かず、十分な成果が上げられないことがあります。裁判所も忙しいとは思いますが、例えば、児童相談所の段階で裁判所と連携をとって関わっていただければ、何割か救える子がいるのではないかと、私の経験から感じていたところでした。

- ビデオを見て、少年一人を再生させるための大変な努力が、我々の気付かないところでされているのだと、改めて感じました。私も、少年事件自体はあまり取材経験がないのですが、以前、拒食症の中学生の少女を、ある総合病院に入って約1年間取材したことがあります。その時、若者を回復させるためには何が必要かということをお問自答しながら考えた中で、まず第一に専門性が重要であり、関連して、ドクターやカウンセラーなどのチームワークも必要であると感じました。そして、もう一つ、愛情や、しっかり受け止める大人の責任感が必要だと感じました。並べ立てて言うのは簡単ですが、実際には大変だと思います。是非、これからも様々な観点から教育的措置を充実させていただければと思っております。
- 制度のことがよく分からないのでお聞きするのですが、審判不開始になった少年が再び非行を犯した場合は、再度不開始との選択肢も残されているのですか。
- 審判不開始になった少年がもう一度不開始になることは絶対はない、とは言いきれませんが、通常は前件を踏まえた処分になると思います。
- 本来、教育的措置は家庭等で行うものであって、それが欠けていたから問題を起こす少年がいるのではないかと思います。仕事があれば家庭も充実し、地方も活性化するのではないかとという意味で、経済問題でもあるのかと感じ

ました。

最後に、選挙権が18歳まで下がったところですが、生理的にも精神的にも俗に言う「大人」が18歳になったということであれば、今後、少年事件に関する取扱いについても、いろいろと議論が出てくるのではないかと感じました。

- ビデオを見て感じたことですが、個人に対して教育的措置がなされても、子どもたちは集団になると悪い方向へ向かって行くので、更生しても悪い友人に引っ張られてしまうのではないかと、という不安はあります。先ほど、「一人ひとりのカリキュラムを組んでほしい。」と言われた委員の発言は、全くそのとおりではないかと思えます。そして、人からどう言われても自分というものはっきり持てるような子供に育ててほしいと思えます。その手助けをお願いします。

選挙権と少年法の問題については、犯罪が低年齢化している現在、選挙権のほうが先に年齢が下がったことを非常に不思議に感じており、何か解せないところがあります。

- 教育的措置の種類が4つほど挙がっていますが、この措置は手続のどの段階でやるとか、振り分けのようなものはあるのでしょうか。
- 例えば、高齢者福祉施設等でのボランティア活動というのは、試験観察決定を経た上で実施しているものです。それ以外の措置については、随時、試験観察中でも行いますし、また、調査と最終審判の間、つまり、調査面接の中や、調査面接が終わった後や、最終審判が行われる前の段階で、随時行っています。
- 例えば、最近、処遇プログラムや認知行動療法を採り入れるという話をよく聞きますが、教育的措置でも認知行動療法のようなことをしているのですか。
- 傷害、暴行事件の少年に対しては、認知行動療法の中のアンガーマネージ

メント、つまり、怒りのコントロールを行うような教育的措置を、調査面接の中で行っています。

- 少年法の趣旨は理解していますが、認知行動療法というのは結構突っ込んだ措置ですから、審判前というのは成人でいうところの未決の状態なので、そこで既に処遇をやってしまうというのは法的根拠としてどのような理屈付けなのかなあと、素朴に疑問に思いました。

あと、補足としての感想ですが、私の知っている限り、少年非行や少年犯罪は低年齢化していないのではないかと思います。また、選挙権は18歳に下がりましたが、例えば、裁判員裁判に選ばれる年齢は20歳のままです。厳罰化が進んでいたアメリカでも、昨今、最高裁の一連の判決で、脳が発達して抑制したり的確な判断ができるようになるには25歳にならないとだめなのではないかということを含んで、少年は少年に過ぎないというところに戻って行っています。私としては、少年は少年ですので、今後もこれまでどおり、教育的措置に積極的に取り組んでいただければと思います。

- 検察官の立場としては、検察官は成人については起訴便宜主義で訴追裁量はかなり広く持っていますので、いわゆる起訴猶予にする割合もかなりあって、起訴するかどうかの判断を行うに際し、再犯防止の観点からいろいろなことをできるというのが、検察官の仕事の醍醐味の一つになっているところだと思います。この数年は、法務省、検察庁を挙げて、特に再犯防止の施策に取り組んでいます。再犯防止の試みについて、いろいろな専門職の方と連携を取りながら、実際に居住環境や就労環境等を調整するなどの試みもしています。事件の処分に際しても、最近、特に、家族間の事件などで、ある程度の期間、再犯防止の措置を継続的に観察して講じた上で、最終的に起訴猶予の処分にするといった試みを行っています。このように、検察庁でも、再犯防止に関する様々な試みを行っております。ただ、少年事件に関しては、全件送致ということもあり、基本的に、検察庁で何かをすることとはできません。

ん。事件を家裁に送る前の取調べの中で、何らかの説諭をすることができるかできないか程度のところでは、数多い少年事件を処理する中で、検察官が個々の少年と向き合うことができるかという、なかなか難しい状況にあります。だからこそ、家裁で教育的措置を講じることは、検察庁としても非常に重要なことだと思っています。成人事件でも、過去の身上や経歴を見ると、少年時代からの非行歴があり、成人になっても再び罪を犯す人が一定数いるのが事実です。そのようなことからしても、究極の再犯防止という意味では、少年時代に、最初の非行の芽が出たところで家裁で適切な対応をしてもらうことは、非常に重要なことだと思っています。

- 先ほどビデオを見ていただいたとおり、裁判官が教育的措置という観点で少年と関われるのは、ほとんど審判の場のみです。審判の場で、単に処分を決めるために事実を聴くのではなく、できる限り、その少年が自分自身で考えて、立ち直るきっかけを与えられるようにと、心を砕いて審判を運営しています。裁判所としては、裁判官のみならず調査官もいますので、それらの職種を通じて、事件が裁判所にかかっている短い間で、どれだけのことができるかと考え、今後もいろいろな方法を編み出していきたいと思っています。
- 本日は、皆様から、いろいろな観点からの有益なご意見を頂戴しました。再非行防止という課題に向けて、今後も取り組んでいきたいと思えます。

(4) 次回期日について

平成29年2月9日(木)午後1時30分

(5) 次回テーマについて

「成年後見制度の現状と課題について」